令和８年（フ）第８５９号
埼玉県久喜市西大輪４丁目４番地１　ポワールⅡ　202
破産者　沼田　龍次
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８６０号
埼玉県久喜市西大輪４丁目４番地１　ポワールⅡ　202
破産者　沼田　真澄
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８６２号
埼玉県戸田市喜沢２丁目21番地の４　ルーセントブロッサム201号室
破産者　篠原　純子こと　朴　　純子
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８６号
静岡市清水区蒲原４丁目26番16号、旧住所名古屋市中区千代田１丁目10番２号　レジデンスラミア703号
破産者　城塚　裕輝
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２８号
静岡県藤枝市田沼３丁目23番23―102号　チロリン邑
破産者　伊久美佑妃
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１９１０号
大阪府東大阪市上小阪３丁目８番30号
破産者　中辻　裕士
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３７５４号
大阪市北区中津２丁目６番６―106号
破産者　勝浦　孝典
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４８１３号
大阪市平野区平野西５丁目７―12ジュネス平野西304、住民票上の住所大阪府枚方市釈尊寺町28番２―503号
破産者　竹谷　公男
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４８３４号
大阪府摂津市南別府町16番６―105号
破産者　北村通信こと　北村　良泰(旧姓村田)
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４９００号
大阪市中央区上本町西１丁目５番11号　ソレアードウエマチ301
破産者　犬伏聡一朗
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４９９９号
大阪府枚方市西牧野３丁目10―５　西牧野３丁目テラスハウス、開始決定時大阪府枚方市釈尊寺町16番１―502号
破産者　中江　義宏
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５０９７号
福岡県大牟田市大字三池117番地２、開始決定時大阪市淀川区西宮原１丁目７番７―1201号
破産者　大基ジュヴィこと　ＯＭＯＴＯ　ＪＵ　ＶＹ　ＡＬＣＡＲＡＺ
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５１９１号
大阪市北区本庄東１丁目18番10号　グランドハイツ大淀　503号室
破産者　福中　竜也
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５２０９号
大阪府八尾市南木の本３丁目19番地の５
破産者　三箇　徹好
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５８５１号
大阪市浪速区桜川２丁目10番２―812号
破産者　清水　勝弘
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６１４９号
大阪市生野区巽中２丁目16番22―101号、住民票上の住所大阪市生野区田島４丁目18番12号
破産者　日髙　友子
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６２５７号
大阪府和泉市東阪本町317番地の14
破産者　久米田法也
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４４号
大阪市平野区喜連西１丁目17番18号
破産者　川北　遼平
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２５８号
大阪府守口市八雲東町２丁目６―12　ニューハイツ桜　ｐａｒｔ１　101号室、開始決定時大阪府茨木市大池１丁目14番32号　田中マンション　405号
破産者　江川　捺美
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部